

第2回カーボン・オフセット指針及びガイドライン改訂に関する検討会

第1回検討会でのご意見及び対応方針 (案)

2024年2月1日

指針・ガイドラインの構成

指針（第3版）[2021年改訂]

はじめに

1. カーボン・オフセットの定義及び主な取組

(1) 定義

(2) 意義及び効果

(3) 主な取組

2. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について

(1) カーボン・オフセットの実施に際しての信頼性の確保

(2) 温室効果ガス排出量の把握

(3) 温室効果ガスの排出削減の取組

(4) カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット）

(5) オフセットの手続（埋め合わせ）

(6) カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保

用語集

ガイドライン（Ver.2.0）[2021年改訂]

はじめに

第一部 カーボン・オフセットについて

1. カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルについて

2. カーボン・オフセットに取り組む上での留意点

3. カーボン・オフセットの主な取組

4. カーボン・オフセットの対象となる温室効果ガスの種類

5. カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて

第二部 カーボン・オフセットの取組の進め方

1. カーボン・オフセットの取組の流れ

2. 準備

3. 排出量の把握（知って）

4. 排出削減の取組（減らして）

5. 埋め合わせ（オフセット）

6. 情報提供

第三部 カーボン・オフセット宣言及びその他の仕組み

1. カーボン・オフセット宣言

2. COOL CHOICE

3. カーボン・オフセット第三者認証プログラム

別添1 用語集

別添2 温室効果ガス排出量の算定方法

1. 会議・イベント 2. 旅客鉄道 3. 自動車 4. 飛行機（国内）

別添3 GHG排出量算定の際の有効数字の考え方

第1回検討会資料で示した改訂のポイント一覧

改訂のポイント	主に関連する指針・ガイドラインの項目
①-1用語「除去」 ①-2カーボン・オフセットの定義 ①-3カーボン・ニュートラルの定義 ①-4算定対象範囲 ①-5排出削減の取組 ①-6ネット・ゼロについて	指針全体 ガイドライン全体 指針： 1. (1)定義 指針： 1. (1)定義 指針： 2. (2)温室効果ガス排出量の把握 指針： 2. (3)温室効果ガスの排出削減の取組 第一部 カーボン・オフセットについて
②意義及び効果	指針： 1. (2)意義及び効果
③-1オフセットの種類 ③-2オフセット主体	指針： 1. (3)主な取組 ガイドライン： 第二部 2. 準備
④-1クレジットの性質 ④-2クレジットの種類 ④-3キャップ&トレードと再エネ証書	指針： 2. (4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット） 指針： 2. (4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット） ガイドライン： 第一部 5. カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて
⑤GHG排出量の算定方法	ガイドライン： 第二部 3. 排出量の把握（知って）
⑥情報提供	ガイドライン： 第二部 6. 情報提供
⑦基準及び情報公開の仕組み	ガイドライン： 第三部 カーボン・オフセット宣言及びその他の仕組み
⑧報告制度等でのオフセットの扱い	ガイドライン：（新規追加） 第三部

本資料で示す改訂のポイント

第1回検討会でご意見をいただいたポイントについて、ご意見の概要と対応方針（案）を示しています。
また、追加でご確認・議論いただきたいポイント（⑧～⑩）の改訂案を併せて示しています。（黄色ポイント）

改訂のポイント	主に関連する指針・ガイドラインの項目
①-1用語「除去」	指針全体 ガイドライン全体
①-2カーボン・オフセットの定義	指針：1. (1)定義
①-6ネット・ゼロについて	ガイドライン：第一部 カーボン・オフセットについて
②意義及び効果	指針：1. (2)意義及び効果
③-1オフセットの種類	指針：1. (3)主な取組
④-2クレジットの性質	指針：2. (4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット）
④-3クレジットの種類	指針：2. (4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット）
④-4キャップ&トレードと再エネ証書	ガイドライン：第一部 5. カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて
⑥情報提供	ガイドライン：第二部 6. 情報提供
⑧報告制度等でのオフセットの扱い	ガイドライン：（新規追加）第三部
（追加）⑨はじめに	指針：はじめに
（追加）⑩用語集	指針：用語集 ガイドライン：用語集

ポイント①-1論点・修正案：排出削減と除去（文書全体）

論点・修正案

- ✓ オフセット指針・ガイドラインではクレジットを「温室効果ガス排出削減・吸収」の2つに大別している。
- ✓ 近年、IPCC報告書やクレジットに関するガイドライン・レポート等では、クレジットを排出削減と除去の2つに区別する傾向が見られる。
- ✓ IPCCやISO等における用語の使用方法を考慮し、また森林吸収に限らない土壌炭素貯留やCO2回収・貯留・利用などを含むことを明確化するため、「吸収」に加えて「**除去**」の用語を加えるべきではないか。なお、一般に「除去」の用語が広く浸透していない可能性があるため、「吸収」の用語も併記して残してはどうか。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- 初版の指針策定時には「除去」の技術が確定していなかったが、時代の変化に伴い「除去」を含めるべき。
 - 「除去・吸収」の表記では、吸収が除去に含まれるか分かりづらく、「除去」に統一すべき。
 - 「除去」が示す内容と範囲を例示したほうが、読み手に分かりやすくなる。
- →表記として「吸収」を「除去」に置き換える。また、指針・ガイドラインの用語集で、「排出削減」と「除去」の示す内容を説明する。

指針及びガイドライン全体での表記

（現行の表記） 温室効果ガスの排出削減・吸収 （修正案） 温室効果ガスの排出削減・除去

ポイント①-2論点：カーボン・オフセットの定義

考え方

分かりやすさ

論点

- ✓ オフセット指針・ガイドラインでは、カーボン・クレジットの種類として、「市場流通型クレジット」と「非市場流通型クレジット」に分類しており、同分類は、カーボン・オフセットの定義にも反映されている。「他の場所でも実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入すること」は市場流通型クレジットを、「他の場所でも排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等」は非市場流通型クレジットを指している。
- ✓ カーボン・オフセットの定義の中で両者を区別する必要性がなければ、両者をまとめて「カーボン・クレジット等」として説明してよいのではないか。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

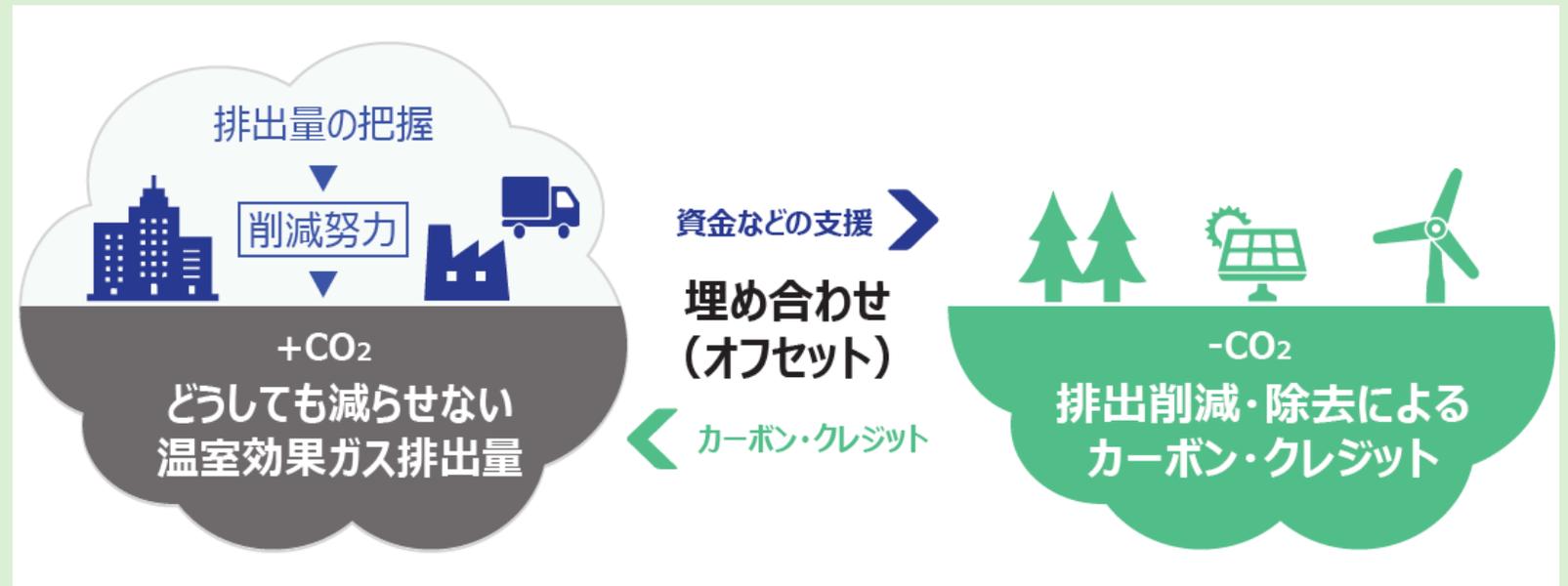
- 市場流通型と非市場流通型をまとめた場合、カーボン・クレジット「等」が示すものがないのであれば「等」は不要。
→ 「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度」によるグリーン電力・熱証書の認証量を「等」に含むこととし、修正案に「等」を記載する。なお、どんぐり制度では同認証制度は使用可能なクレジットと規定されている。
- クレジットの例示としての「ボイラー」は、カーボンニュートラルを目指す文脈において「バイオマスボイラー」などが適切ではないか。
→ 提案に沿って修正する。

ポイント①-2修正案：カーボン・オフセットの定義

指針：(1)定義 (カーボン・オフセット)

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等**カーボン・クレジット※等**により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることで、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいう。

※「カーボン・クレジット」とは、バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量の見通し（ベースライン排出量等）と実際の排出量等（プロジェクト排出量等）の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したものを指す。本指針では、これ以降、カーボン・クレジットを「クレジット」と表記する。



ポイント①-6論点・修正案：ネット・ゼロについて

論点

- ✓ 近年、企業等が長期的に目指す「ネット・ゼロ」のあり方が国際的なガイドライン等で示されている（以下参考）。他方、カーボン・ニュートラルとネット・ゼロなどの類似の用語に関して混同されるケースが見られる。
- ✓ オフセットガイドラインにて、ネット・ゼロとカーボン・ニュートラルの違いについて補足情報として説明してはどうか。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- 修正案ではニュートラルとネット・ゼロの違いが分かりづらい。両者が違うのであればきっちり分かるように記載すべき。
- 両者の違いについて、特に組織レベルに関する定義についてコンセンサスが得られていない状況がある。指針では、ネットゼロについて一般的な説明に留めることとし、具体的にはIPCC報告書の用語からネット・ゼロの定義を引用する。

修正案 ガイドライン：第一部 カーボン・オフセットについて ※新規追加

1. カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルについて

カーボン・オフセットは自らの活動に伴い排出するCO₂等の温室効果ガスを認識・削減した上でその排出量を埋め合わせる取組であり、①知って（排出量の算定）、②減らして（削減努力の実施）、③オフセット（埋め合わせ）の3ステップで実施します。

また、環境省ではカーボン・オフセットを深化させた取組として、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を全て埋め合わせた状態をカーボン・ニュートラルと定義し、その取組を推奨しています。

なお、カーボンニュートラルと関連する用語としてネット・ゼロがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、ネット・ゼロとは温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されています。

ポイント②論点・修正案：意義及び効果

論点

- ✓ カーボン・オフセットの取組には、国内のクレジット（J-クレジット等）だけでなく海外のクレジット（JCM等）を活用するケースもある。
- ✓ 海外のクレジットを活用する場合、クレジットを創出するプロジェクトへの投資、技術の導入、プロジェクトが創出するコベネフィットなどを通じて、プロジェクトを実施する国、地域、コミュニティの持続可能な発展に貢献し、日本と開発途上国における協力的な関係の構築につながることを期待される。
- ✓ 指針・ガイドラインで、このような海外クレジットを活用する場合の意義・効果も取り上げるべきではないか。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- 「都市部や国内外の自治体・企業」の記載により、JCMクレジットの使用者に海外の自治体・企業も想定するのか。
→ **本指針では、海外の自治体・企業をクレジットの使用者として想定する意図はないため、「国内の自治体・企業」とする。**

指針：（2）（社会の構成員による主体的な削減活動の促進）

—（地域における投資促進・雇用確保等による地域活性化への貢献）— **（地域の活性化および持続可能な発展への貢献）**

カーボン・オフセットを行うことの第三の意義は、埋め合わせに用いるクレジットによって、**国内外の地域の活性化及び持続可能な発展**に貢献することにある。例えば、排出削減・吸収プロジェクトによって実現された温室効果ガスの削減・吸収量が、その地域の中で活用される地産地消や、都市部**国内**の自治体・企業によって活用されることで、地域への投資の促進や新たな雇用が創出され、地域の活性化に貢献することにつながる。

また、排出削減・吸収プロジェクトには、大気質・水質の改善、植林・森林保全やそれを通じた生物多様性の保全など、地域の環境保全と温室効果ガスの削減・吸収という複数の効果（コベネフィット）を同時に実現できるものも多い。カーボン・オフセットが消費地と生産地**や我が国と他国**との新たなつながりを生み出し、森林保全やそれを通じた生物多様性の保全、再生可能エネルギー利用の推進、**脱炭素技術の普及**などの意識を高めることにもつながる。

ポイント③-1論点：オフセットの類型

論点

- ✓ カーボン・オフセットの類型の内、「(1)製品・サービスオフセット」と「(4)クレジット付製品・サービス」の違いが分かりづらい。特に、製品・サービス利用者がオフセットを主張する取組をどちらに分類するかは判断が難しい
- ✓ 対象とする活動が分かりやすいように類型名称や整理方法を見直すべきではないか。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- 名称の修正と表の整理で分かりやすくなった。他方、クレジット付製品・サービスの適切性について改めて検討すべき。
 - 事業者が類型をいつどのように使用したり表明したりするかイメージがつかない。
 - クレジット付製品・サービスは商品自体がオフセットされておらず、商品と関係ない消費者の生活がオフセットする概念は正しいか疑問がある。クレジット付製品・サービスは、寄付型オフセットに整理できないか。
 - クレジット付製品・サービスは、市民に排出削減の取組について考えてもらう機会となり、類型に置いておくことに問題はない。
 - まだ分かりづらさがあるため、事業者等へのヒアリングで分類と名称の変更の妥当性について確認すべき。
- オフセット類型として、指針の示す「知って、減らして、オフセット」の一連のプロセスに沿った取組として（1）製品・サービス、（2）会議・イベント、（3）組織活動、の3つを示し、更に類型にはあてはまらない取組の例として従来の（4）クレジット付製品サービスと（5）貢献型クレジット活用、も紹介する。（4と5の名称は削除する。）

ヒアリング結果の概要（対象：複数のオフセット・プロバイダー）

- ✓ 指針・ガイドラインにおける類型の整理・名称変更案について大きな違和感はない。また、類型の修正による事業への直接的な影響は想定していない。
- ✓ 「クレジット付製品・サービス」をほとんど実施していないプロバイダーがいる一方、一定数の取組を実施しているプロバイダーもあり、算定範囲やオフセット量を柔軟に調整できる取組としてニーズがある。

ポイント③-1修正案（1）：オフセットの類型

指針：1.(3)主な取組

我が国におけるカーボン・オフセットにおいては、主に以下5つの取組が実施されている。では、「知って、減らして、オフセット」の一連のプロセスに沿ったカーボン・オフセットの取組として、製品・サービス、会議・イベント、組織活動、3種類の活動を対象とした取組が行われている。また、カーボン・オフセットを行ったことを主張する者（「オフセット主体」と呼ぶ）の観点からは、取組事業者自らがカーボン・オフセットを主張する場合と、カーボン・オフセットされた製品・サービスの購入・利用者等の他者がカーボン・オフセットを主張する場合がある。

		オフセット主体	
		自ら（取組実施者）	他者（利用者等）
オフセット対象	製品・サービス	(1)オフセット製品・サービス	
	会議・イベント	(2)会議・イベントオフセット	-
	組織活動	(3)自己活動オフセット	-

(※次スライドに続く)

ポイント③-1修正案（2）：オフセットの類型

類型の名称	類型の説明
(1)オフセット製品・サービスオフセット	製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。本取組には、製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が自らオフセットを主張する場合と、製品・サービスの利用者等がオフセットを主張する場合がある。
(2)会議・イベントのオフセット	コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。
(3)自己組織活動オフセット	自らの活動、例えば企業、自治体、NGO等の組織が、組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。

その他の取組

我が国では、（１）～（３）の類型にあてはまらないクレジットを活用する取組も行われている。これらの取組では、本指針の定める「知って、減らして、オフセット」の一連のプロセスに沿わない部分があるが、市民等による削減活動の促進や排出削減・除去プロジェクトへの資金還流への貢献につながる。

製品・サービスを介した取組であるが、製品・サービスのライフサイクルに含まれない温室効果ガスの排出量を埋め合わせる取組が行われている。例えば、製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスの販売や提供及びイベントの開催やチケットの販売と併せて、製品・サービスの購入・利用者やイベントの参加者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組が挙げられる。

また、カーボン・オフセットの対象や主体を設定せずにクレジットを無効化する取組が行われている。例えば、製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスの販売・提供やイベントの開催やチケットの販売と併せて、クレジットを購入・無効化し、日本や世界全体の温室効果ガス排出の削減に貢献することを主張する取組が挙げられる。

ポイント④-1論点・修正案：クレジットの性質

考え方

論点

- ✓ 近年、国際イニシアティブやISO等により質の高いクレジットの品質基準を策定する動向が見られる。（次ページに参考情報を記載）
- ✓ そのような国際動向を踏まえつつ、様々な主体が取り組むオフセットを促進する観点から、クレジットの性質に関する最低要件を見直すべきではないか。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- 例えば、バイオマスが違法伐採や森林破壊につながらない等のクレジットの環境配慮は大事な点である。
→ **改訂案において、環境・社会配慮の必要性について追記する。**

指針：2.(4)カーボン・オフセットに用いられるクレジット

（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質）

カーボン・オフセットに用いられるクレジットは、カーボン・オフセットの信頼性を構築するために、①確実な排出削減・吸収が実現されていること、②排出削減・吸収量が一定の精度で算定されていること、③温室効果ガス吸収の場合はその永続性が確保されていること、④クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用が回避されること等の一定の基準を満たしていること、⑤**クレジットを創出するプロジェクトが環境・社会配慮を行い持続可能性を確保すること**、が必要である。カーボン・オフセットに用いられるクレジットがこれらの基準を満たしていることを確保するために、第三者機関による検証が行われていることが望ましく、さらに、当該第三者機関の能力等について、公的機関が確認していることが望ましい。

ポイント④-2論点：クレジットの種類

論点

- ✓ 市場型／非市場型の名称が一般的に使われておらず、どのようなクレジットを指すか分かりづらい現状がある。
- ✓ オフセットに活用が想定されるクレジットとしては、非市場型クレジットに分類されるものも含まれるが、オフセットに取り組む事業者（クレジット活用側）にとって、本区分に沿って取組を区別する意義がなければ、区分名称を削除して良いのではないか。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- 支障がなければ、市場流通型と非市場流通型は分けなくて良い。その際、削減系と吸収系の分け方もありえる。
- カーボン・オフセットに使えるものと使えないものを一覧にして理解促進につなげてほしい。
- **市場流通型と非市場流通型の区分名称は削除する。指針の定めるクレジットの性質及び管理の基準が明確ではないクレジット等を使用する場合は、取組事業者自らがカーボン・オフセットの信頼性の確保に努める必要があることを説明する。**
- ガイドラインでは、カーボン・オフセットへの使用が想定されるクレジットについて、表形式で紹介する。

ポイント④-2修正案：クレジットの種類

分かりやすさ

指針：2.(4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット）（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類）

カーボン・オフセットに取り組む際は、カーボン・オフセットに係る信頼性を確保するため、上述のカーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質及び管理に係る基準を満たしているもの、及び公的機関による能力等の確認がなされている第三者機関による検証が行われている信頼性の担保されたクレジットを用いることが望ましい。そのようなクレジットには、国内のクレジット制度として、環境省・経済産業省・農林水産省が2013年から実施しているJ-クレジット制度等が、海外のクレジット制度として、環境省・経済産業省・外務省が2013年から運営している二国間クレジット制度（JCM）、パリ協定において導入され国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が運営するパリ協定6条4項メカニズム（2025年頃に運用開始予定）、その他の民間団体等により運営されるクレジット制度等が、挙げられる。

また、わが国では、自らが当該オフセットしたい事業の他の場所で排出削減・吸収活動を実施したり、他者が実施する排出削減・吸収活動を支援したりすることで、排出削減・吸収量を定量化する取組や、それを認証する制度が実施されている。これらの取組や認証制度では、基本的にクレジットの創出段階で排出削減・吸収量の第三者への譲渡や市場での流通が想定されておらず、上述のクレジットの性質及び管理に係る明確な基準が設けられていない場合がある。そのため、このような排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いる際は、排出削減・吸収活動の内容を十分理解し、自らの責任でクレジットの性質及び管理に係る基準を満たすことを確認し、カーボン・オフセットの信頼性の確保に努める必要がある。

ガイドライン：第一部 5. カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて

運営主体	カーボン・クレジット制度等
日本政府	<ul style="list-style-type: none"> ● J-クレジット制度 ● 二国間クレジット制度（JCM）
国連	<ul style="list-style-type: none"> ● パリ協定6条4項メカニズム
その他	<p>民間団体、海外の政府、地方自治体などが運営するもの。</p> <p>※これらの制度によるクレジットを使用する場合は、オフセット指針が定めるクレジットの性質及び管理に係る基準を満たしているもの、及び第三者機関による検証が行われている信頼性の担保されたクレジットであることを確認してください。</p>

ポイント④-3論点・修正案：キャップ&トレードと再エネ証書

情報更新

論点

✓ ベースライン&クレジットと混同しやすい仕組みとして、キャップ&トレードに加えて、再エネ証書の説明を追加してはどうか。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- キャップ&トレードの排出枠がカーボン・オフセットに使えるかどうか記述を明確化すべき。排出枠を取消しすれば自主的な排出削減と同等の効果を生むと考えられる。
- 稀に排出枠を用いたカーボン・オフセットの取組が存在しており、該当箇所の記述を修正する。

ガイドライン：第一部 5. カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて

（参考）市場で取引されるクレジット排出枠と再生可能エネルギー証書について

「ベースライン&クレジット」方式で創出されたクレジットの他に、「キャップ&トレード」で取引される余剰排出枠が一般的にクレジットとみなされ市場で取引がされています。ただし、「キャップ&トレード」で取引される余剰排出枠は、キャップという総量規制の中で使用するためのものであり、原則的に、規制によらない自主的なカーボン・オフセットの取組に使用されるクレジットではありません。そのため、カーボン・オフセットの取組には前頁で紹介した、「ベースライン&クレジット」方式で創出されたクレジットを使用するのが一般的です。他に、温室効果ガスの排出削減の価値を取引する仕組みとして「キャップ&トレード」で取引される排出枠（余剰排出枠、超過排出枠などとも呼ばれます。）があります。この排出枠は、基本的にはキャップという温室効果ガス排出量の総量規制の中で使用されますが、自主的なカーボン・オフセットに使用される場合もあります。

また、企業が再生可能エネルギー調達に活用する仕組みとして再生可能エネルギー証書があります。再生可能エネルギー証書は、電力の再生可能エネルギーとしての価値を取引する仕組みであり、原則的にカーボン・オフセットの取組には使用できません。なお、再生可能エネルギープロジェクト由来のJ-クレジットについては、ベースライン&クレジット方式のクレジット及び再生可能エネルギー証書としての性質を兼ね備えていることから、カーボン・オフセット及び再生可能エネルギー調達の取組のどちらにも使用できます。

ポイント⑥論点：情報提供

ガイドライン：第二部 6. 情報提供

(2) 情報提供 ① 情報提供項目

情報更新

論点・修正案の主旨

- ✓ ISO14068-1では使用クレジットの発行または排出削減・除去の実現した時期について、ニュートラル宣言の開始日より過去5年以内であることを要件としている。本指針では情報提供項目として追加し、事業者による情報提供を促進する。
- ✓ プロジェクトタイプについて、国内では風力発電よりも太陽光発電が一般的であるため、タイプの事例を差し替える。

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- ISO14068-1では使用クレジットのビンテージについてニュートラル宣言の開始日より過去5年以内であることを要件としているところ、（事務局がISO14068-1を参照文書として挙げているので）指針もこれと整合させるべきではないか。
 - クレジットのビンテージについてどの基準等に準拠すべきかについて特に意見はない。
- 現状、カーボン・オフセットおよびカーボン・ニュートラルの取組におけるクレジットのビンテージ要件について、国内外の認証・評価制度やガイドラインにおいて共通した要件はない。なお、今回の指針改訂ではISO14068-1を主に参考しつつ、他制度・ガイドラインの要件等も考慮する方針。ついては、指針では特定のビンテージ要件は設定せず、補足情報として、基準等によってはビンテージ要件が定められており留意する必要があることを記載する。

ポイント⑥修正案：情報提供

ガイドライン：第二部 6. 情報提供

(2) 情報提供 ① 情報提供項目（※右表）

表 9 情報提供項目一覧

全般	カーボン・オフセットの対象活動の内容
	オフセット主体
排出量の認識	カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲・期間
	対象活動内の温室効果ガス排出源
	算定対象範囲
	算定方法（算定式及び算定方法の根拠とした文書）
排出削減	算定排出量
	温室効果ガス排出削減の取組内容
埋め合わせ	温室効果ガス排出削減を促す取組
	オフセット量又は算定排出量に対するオフセット比率
	クレジットを認証した認証制度名とクレジットの種類
	クレジットのプロジェクト名 （プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む）
	クレジットのプロジェクトタイプ （風力太陽光発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等）
	クレジットの発行年と排出削減・除去が行われた年※3
その他必要事項※2	クレジットの無効化（予定）日・無効化方法
	商品・サービス、又は会議・イベントのチケット等の販売価格
	消費者の価格負担（料金への上乗せ）の有無
	その他支払いに関する事項（申込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料等）
	販売事業者情報（販売事業者名、運営統括責任者名、連絡先（所在地、電話番号、e-mail）、ウェブサイトリンク先）

※3 カーボン・オフセットに使用するカーボン・クレジットについて、クレジットの使用ルールを定める国際的な基準や制度等では、当該クレジットの排出削減・除去が行われた年（「ビンテージ」と呼ばれます）について一定の要件を定めている場合があります。そのような基準や制度に従って取組を行う場合は、クレジットのビンテージに留意してクレジットの購入や使用をする必要があります。

ポイント⑧論点・修正案（1）：報告制度等での報告

情報更新

論点・修正案の主旨

- ✓ GHGプロトコルおよびそれに基づく国際イニシアティブや国内の報告制度におけるカーボン・クレジットの扱いについて、オフセットに取り組む事業者が関連制度での報告の際に留意すべき点を追加してはどうか。

ガイドライン：第二部 6. 情報提供 ※新規追加

(3) 温室効果ガスの報告制度等におけるクレジットの報告

カーボン・オフセットに取り組む事業者は、カーボン・オフセットに使用するクレジットについて、温室効果ガスの報告制度等において報告できる場合があります。

制度等の名称
1. 温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度
2. 省エネ法の定期報告
3. 国際イニシアティブ等（CDP、RE100、SBT）

（※次スライドに続く）

ポイント⑧修正案（２）：報告制度等での報告

1. 温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、温室効果ガスを多量に排出する事業者（特定排出者）が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付けています。

特定排出者に該当する事業者がカーボン・オフセットに取り組む場合、同制度における調整後温室効果ガス排出量の報告にクレジット等を活用できます。使用可能なクレジットには、J-クレジット（国内クレジット含む）及びJCMクレジットが挙げられます。

2. 省エネ法の定期報告

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）において、一定規模以上の事業者（特定事業者等）が、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネ取組の見直しや計画策定すること等を義務付けています。

特定事業者等に該当する事業者がカーボン・オフセットに取り組む場合、その中に省エネルギー又は非化石エネルギーに関する環境価値がある場合については、省エネ法の定期報告における共同省エネルギー事業の報告又は非化石エネルギーの利用に関する報告にクレジットを活用できます。使用可能なクレジットとして、共同省エネルギー事業の報告には省エネルギー由来のJ-クレジット（国内クレジットを含む）が、非化石エネルギーの利用に関する報告には非化石エネルギー由来のJ-クレジットが挙げられます。

（※次スライドに続く）

ポイント⑧修正案（3）：報告制度等での報告

3. 国際イニシアティブ等（CDP、SBT、RE100）

企業等の温室効果ガスの排出削減の取組を促進するための国際イニシアティブとしてCDP、SBT、RE100等があり、国内の企業による取組も行われています。これらの国際イニシアティブでは温室効果ガスの算定・報告の基準であるGHGプロトコルに基づくルールを定めており、再生可能エネルギーの調達方法の一つとして再生可能エネルギー証書を使用することができます。再生可能エネルギー由来のJ-クレジットは、ベースライン&クレジット方式のクレジット及び再生可能エネルギー証書としての性質を兼ね備えていることから、これらの国際イニシアティブにおいて再生可能エネルギー調達のために使用できます。CDP及びSBTには再生可能エネルギー電力・熱由来のJ-クレジットが、RE100には再生可能エネルギー電力由来のJ-クレジットが使用可能です。なお、その他のベースライン&クレジット方式によるクレジットは、これらの国際イニシアティブでの温室効果ガス排出量の調整等には使用できません。

ポイント⑨ 論点・修正案：はじめに

第1回検討会でのご意見（●）と対応案（→）

- 指針の冒頭に、カーボン・オフセットに関連する昨今の新しい動きのダイナミクスを位置付けてほしい。
- 指針の「はじめに」にの記述を現状に合わせて更新する。具体的には、日本におけるカーボン・プライシング施策の導入検討について追記する。

修正案 指針：はじめに

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出及び地球温暖化による影響は経済活動や生活全般に深く関わることから、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会を構成する者（以下「社会の構成員」という。）全ての主体が自らのこととして、地球温暖化対策を推進していく必要がある。国外では、法規制に基づく温室効果ガスの排出に関する情報開示や排出量取引が進んでいるが、我が国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた成長志向型カーボンプライシング構想に基づく排出量取引制度や炭素に対する賦課金制度などの導入が検討されるとともに、排出量取引などの法的拘束力のある規制に拠らない社会の構成員が自主的に取り組む地球温暖化対策としての「カーボン・オフセット」が推進されている。我が国におけるカーボン・オフセットは、企業や自治体、政府だけでなく、一般市民・消費者も商品の購入やイベントへの参加等を通じて自らの意思で積極的に参加することができ、社会全体で取り組むことが可能な地球温暖化対策である。（※以下省略）

ポイント⑩論点・修正案：用語集

論点・修正案の主旨

✓ 指針・ガイドラインの用語集について、古い情報の更新や必要情報の追加が必要となっている。

改訂内容	用語	改訂の主旨
追加	カーボン・オフセット	現在の用語集に含まれていないため追加する。
	排出削減（排出削減系クレジット）	用語「クレジット」の関連情報として追加する。
	除去（除去系クレジット）	
	パリ協定	本改訂で本文に「パリ協定6条4項メカニズム」が追加されるため、関連用語として追加する。
	パリ協定6条	
	二国間クレジット制度（JCM）	本改訂で本文に「JCM」が追加されるため、関連用語として追加する。
修正	カーボンニュートラル	本改訂によるカーボンニュートラルの定義の変更を反映する。
	カーボン・クレジット（クレジット）	本改訂によるカーボン・クレジットの定義の変更を反映する。
	バリューチェーン	現在の指針では「組織のサプライチェーン」の用語が使用されているが、指針・ガイドライン全体で「バリューチェーン」に統一し、用語にも反映する。
	脱炭素化	現在の指針では「低炭素化」の用語が使用されているが、本文及び用語において「脱炭素」に変更する。
削除	低炭素社会	本文中に用語がないため削除する。
	VER (Verified Emission Reduction)	最近では使用されない用語のため削除する。